

○国土交通省令第四十二号

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部の施行に伴い、及び旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第六項の規定に基づき、旅行業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

旅行業法施行規則の一部を改正する省令

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（法第二条第六項の国土交通省令で定める行為）</p> <p><b>第一条</b> 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第二条第六項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 旅行者に対する本邦内における運送等関連サービス（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二十号）第二条第一項に規定する通訳案内（報酬を得ずに行うもの）及び同項に規定する全国通訳案内士又は同条第二項に規定する地域通訳案内士が行うものを除く。）及び輸出物品販売場（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第八条第七項に規定する輸出物品販売場</p>	<p>（法第二条第六項の国土交通省令で定める行為）</p> <p><b>第一条</b> 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第二条第六項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 旅行者に対する本邦内における運送等関連サービス（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二十号）第二条第一項に規定する通訳案内（報酬を得ずに行うもの）並びに同項に規定する全国通訳案内士及び同条第二項に規定する地域通訳案内士が行うものを除く。）及び輸出物品販売場（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第八条第六項に規定する輸出物品販売場</p>

をいう。）における物品の譲渡を除く。）の提供について、当該運送等関連サービスを締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

をいう。）における物品の譲渡を除く。）の提供について、これらのサービスを締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

附則

この省令は、所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和五年五月一日）から施行する。